

第1号様式(第3条の2関係)

この建築物は、松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第8条第1項の規定による市長の承認を受けて、上記場所に駐車施設を設けています。

承認年月日                      年    月    日  
承認番号                      第                      号

- 注 1 枠内には、駐車施設の位置、台数その他必要な事項を記載すること。
- 2 材質は耐久性を有するものとし、建築物又はその敷地内の見やすい場所に固定するものとする。
- 3 大きさは、おおむね縦50センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。